

借入（リース）物件仕様書（自動車）

1 車種等

車種	ホイールローダー キャブ仕様（道路維持作業用自動車 登録）
ミッション	オートマチックトランスミッション
台数	1台
定格出力	28kW以上31kW以下
乗用定員	1人
ドア数	2枚
車体カラー	黄色
指定文字等	バケットアーム部分に『(ハママーク（別紙）横浜市南土木事務所』をすべて黒色で入れる。左ヨコ書き、一文字タテ6cm×ヨコ6cm、ハママークは余白を除いた「徽章」の高さが6cmとなるよう調整、文字の字体は丸ゴシック体。
装備品	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車検仕様 2. 3種のアタッチメント（バケット、パレットフォーク、アングリングブラウ）を装備し、そのいずれでも公道走行可能とする。 3. ワイパーブレード（フロント・リヤ） 4. キャビン左右スライドサッシ 5. モノレバー＋1レバー 6. 走行モード切替スイッチ（高速－低速） 7. スノーモード機能 8. エアコン 9. キャビン内スイッチパネル 10. 左右ヘッドライト 11. 左右大型バックミラー 12. 室内用バックミラー 13. 作業灯（フロント・リヤ） 14. バックブザー 15. 巻き取り式シートベルト 16. 車両用消火器（ABC 消火器、設置場所別途協議） 17. フロアーマット 18. 散光式黄色 LED 警光灯 19. タイヤチェーン（4輪） 20. サスペンションシート 21. FM/AM ステレオラジオ 22. ハザードランプ 23. バッテリディスコネクトスイッチ 24. 機械式カプラ 25. 標準マルチカプラバケット（0.5 m³） 26. マルチカプラパレットフォーク（フォーク長さ 1,070mm） 27. マルチカプラアングリングブラウ

	28. 収納（書類入れ、工具入れ（設置場所別途協議）） 29. スペアキー（3本） 30. 運転席ビニールカバー（厚手）張り 31. 標準工具一式 32. 取扱説明書 33. 部品表 34. 納車前完成検査実施
特別装備	座席及びヘッドレストに固定式ビニールカバー（厚さ 0.4mm 以上）を付ける。ヘッドレストの設定がなければその部分は不要とする。
例示車種	メーカー、車名、グレード コマツ WA40-8
その他	現在の使用状況：年間平均走行時間 約 50 時間 ドライバーの状況：複数人 散光式黄色 LED 警光灯（装備品 18）：規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付、建設省機発第 473 号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。また、警光灯は堅固に取り付け、警光灯の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行う。 排出ガス：特定特殊自動車排出ガス 2014 年基準適合車 騒音レベル：国土交通省低騒音型建設機械指定機械 車両登録、車庫証明、車両検査、基準緩和認定の申請及び道路維持作業用自動車の申請・届出は、賃貸人が手続きを行う。

2 物品納入期限	令和 6 年 12 月 3 日
3 借入期間（初年度分）	令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
4 借入月数（初年度分）	4 か月
5 予定借入期間 及び最終日	7 年間 令和 13 年 12 月 1 日
6 物品保管場所	所在地 <u>横浜市南区浦舟町三丁目 4 4 番地の 4</u> 名 称 <u>横浜市南区南土木事務所作業場</u> 電 話 <u>(045)341-1106</u>

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3 に掲げる借入期間（初年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注担当課

所在地 横浜市南区浦舟町2-33

担当者 南区南土木事務所 TEL：045-341-1106

川上 FAX：045-241-1156

別紙

○本市徽章

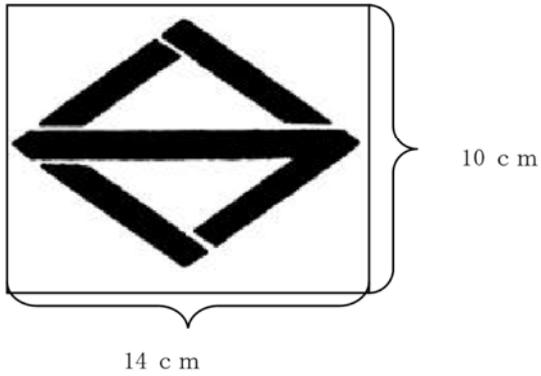
明治 42 年 6 月 5 日

告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム

地質 白

徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70

線幅ハ横ノ 100 分ノ 8

線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1